

議案第117号

財産（土地）の処分について

次のとおり財産（土地）を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号及び北上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

1 処分する財産及び数量

北上市相去町山根梨の木43番98
10,000.03平方メートル

2 処分の方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約とする。

3 処分する価格

100,000,000円

4 処分する相手方

宮城県大崎市古川米袋字水押6番1号
東北小簀株式会社
代表取締役 齋藤 清

令和3年1月29日提出

北上市長 高橋 敏彦

提案理由

北上南部工業団地の用地の一部を、東北小簀株式会社の事業用地として処分しようとするものである。

立地企業の概要

1. 会社名称 及び本社所在地	東北小簾株式会社 宮城県大崎市古川米袋字水押6番1号
2. 資本金	2千万円
3. 設立	平成5年9月20日
4. 代表者氏名	代表取締役 齋藤 清
5. 立地場所	岩手県北上市相去町山根梨の木43番98
6. 敷地面積	10,000.03m ² (3,025.01坪)
7. 建物面積	2,882.10m ² (予定)
8. 事業内容	包装資材の製造販売
9. 操業年月	令和4年1月 (予定)
10. 総投資計画	約5億円
11. 従業員計画	35名
12. 事業所等の 設置理由	事業拡大のため